

第21期定時株主総会に際しての 電子提供措置事項

● 事業報告

事業の経過及び成果、直前3事業年度の財産及び損益の状況、対処すべき課題、主要な事業内容、主要な事業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、剰余金の配当等の決定に関する方針

● 連結計算書類

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

● 計算書類

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

● 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

株式会社ディスラプターズ

企業集団の現況

(1) 事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループは、2024年10月に新設分割による持株会社体制への移行及び商号変更を行い、傘下の事業会社を通じてマーケティング事業及びDX事業を展開してまいりました。

(マーケティング事業)

マーケティング事業は、株式会社キャリアインデックス及び株式会社ホワイトキャリアが主体となり、HR（人材）領域と不動産領域において事業を運営しております。

HR領域におきましては、労働力不足が深刻化するなか、グループ間のシナジー創出を目的として開始した「求人シェアリング事業（アライアンス・マーケティング）」が、2026年3月期において通期で収益に寄与し、グループ全体の成長を牽引いたしました。また、同事業は業績面のみならず、人的交流や組織の活性化といった面においても、シナジー創出の成功事例となっております。

不動産領域におきましては、個人・法人向けに多様なサービスを展開し、ユーザーニーズの確な把握と利便性向上に努めております。個人向けサービスでは、「敷金・礼金なし」に特化した物件情報サービスが好評を得ている一方、集客効率の改善により安定した収益基盤を構築しております。法人向けサービスでは、営業プロセスの効率化を推進した結果、高単価案件の獲得が進捗いたしました。

以上の結果、セグメント売上高は3,917百万円（前年比26.6%増）、セグメント利益は696百万円（同54.6%増）となりました。

なお、サービス別の売上高の内訳は以下の通りとなります。

| | |
|----------|----------|
| 転職 | 2,108百万円 |
| アルバイト・派遣 | 818百万円 |
| 不動産 | 990百万円 |
| その他 | 0百万円 |

(DX事業)

DX事業は、ContractS株式会社、株式会社Sales X及び株式会社マージナルの3社を通じて展開しております。

ContractS株式会社では、契約プロセスの最適化とライフサイクル管理により、業務効率化及び生産性向上を支援する法務DXサービス「ContractS CLM」（コントラクト・シー・エル・エム）を提供しております。同社においては、収益構造の継続的な改善に取り組んだ結果、通期での黒字化を達成いたしました。これにより、DX事業セグメント全体の利益黒字化に大きく寄与しております。

株式会社Sales Xでは、営業BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）を中心にサービスを展開しております。従来の主要顧客層であったSaaS企業に加え、深刻な人手不足を背景とする外部リソース活用の需要を取り込み、より広範な業種からの受注拡大を実現いたしました。

株式会社マージナルでは、オンライン面接システム「BioGraph（バイオグラフ）」を通じた採用DXの推進、及びWebシステム・アプリケーションの開発業務を担っております。

以上の結果、売上高は1,196百万円（前年比0.3%減）、セグメント利益は29百万円（前連結会計年度はセグメント損失104百万円）となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は5,114百万円（前年比19.1%増）となりました。営業利益は726百万円（同106.1%増）、経常利益は724百万円（同106.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は680百万円（同221.4%増）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 18 期 (2023年 3月期) | 第 19 期 (2024年 3月期) | 第 20 期 (2025年 3月期) | 第 21 期 (当連結会計年度) (2026年 3月期) |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 3,343 | 3,767 | 4,294 | 5,114 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 525 | 66 | 351 | 724 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円) | 262 | △1,601 | 211 | 680 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円) | 12.72 | △78.70 | 10.35 | 33.26 |
| 総 資 産 (百万円) | 5,964 | 4,023 | 3,788 | 4,237 |
| 純 資 産 (百万円) | 3,695 | 2,088 | 2,198 | 2,689 |
| 1株当たり純資産 (円) | 182.07 | 102.12 | 107.40 | 131.38 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 18 期 (2023年 3月期) | 第 19 期 (2024年 3月期) | 第 20 期 (2025年 3月期) | 第 21 期 (当事業年度) (2026年 3月期) |
|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売上高及び営業収益 (百万円) | 2,978 | 2,857 | 1,600 | 528 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 718 | 434 | 385 | 325 |
| 当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円) | 379 | △1,411 | 285 | 388 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円) | 18.36 | △69.36 | 13.93 | 18.99 |
| 総 資 産 (百万円) | 5,553 | 3,594 | 3,103 | 3,117 |
| 純 資 産 (百万円) | 3,828 | 2,411 | 2,594 | 2,840 |
| 1株当たり純資産 (円) | 188.62 | 117.91 | 126.75 | 138.74 |

(3) 対処すべき課題

生成AIの発展及びデバイスの多様化により、インターネットを活用したサービスに対するユーザーからのニーズは、今後益々拡大、多様化していくものと思われます。一方で、インターネットサービス及び広告手法の多様化が進むことで、取引先各社がインターネットを活用した集客手段を選別する傾向を強めることも予想されます。これに対処して当社の地位を更に強固なものとするべく、より一層のサービス向上とシェア拡大を目指していく所存であります。

今後事業を展開するにあたり、当社グループが対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

①営業体制の強化について

当社グループはこれまで取引先の拡大を図ってまいりました。今後も、当社グループとしては、既存の取引先と信頼関係を保ちながらビジネスパートナーとしての深耕を図り、収益を拡大させていく必要があります。また、新規取引先の開拓を積極的に行うために、当社グループが運営するサービス内容を更に充実させていく必要があります。これらの課題に積極的に取り組むため、営業体制の強化は必要不可欠であると考えております。

②マーケティングの強化について

当社グループは、主にWebマーケティング手法により、ユーザー数の拡大を図っておりますが、インターネット広告市場は継続して拡大をしており、競争の激化、新たなWebマーケティング手法の出現等が予測されます。Webマーケティングの強化による効率化に加え、新たなWebマーケティング手法への対応を積極的に行い、今後においてもユーザー数の拡大を図ってまいります。

③ブランドの構築

当社グループでは、主にWebマーケティング手法により、ユーザー数の拡大を図ってまいりました。一方、ブランディングを目的とした広告の活用は積極的に展開できておりません。費用対効果を踏まえ、ブランディングを目的とした広告活用を検討していくとともに、今まで以上にユーザーにとって利便性の高いサービスを提供することで、今後継続的に当社グループ及びサービスの知名度アップを図り、ユーザーから最も支持されるサービス提供企業を目指していく所存であります。

④優秀な人材の確保・育成について

当社グループが展開しておりますビジネスは、取引先にとって有益なサービス、ユーザーにとって最も便利なサービスを、取引先又はユーザーの視点に立ち企画・開発することが強く求められます。そのため、従業員一人一人の感性や経験がサービスの質に大きな影響を及ぼすため、優秀な人材を確保することが経営の重要な課題と認識しております。優秀な人材にとって魅力ある会社作りを行うため、労働基準法等の関連法令に従った労務管理の実施はもとより、公正な評価基準や教育研修の充実に力を入れてまいります。

⑤システム開発、改良、増強及び保守管理体制について

当社グループの運営する事業は、サービスの性質上、システムの開発、改良、増強及び保守管理体制が極めて重要であり、今後も更に充実させていくことが求められております。また、インターネットの利用端末の多様化に対する対応も必須となります。引き続き、市場環境変化に対応したシステム開発、改良、増強及び保守管理体制の整備を積極的に推進していく方針であります。

⑥新領域への展開について

当社グループはマーケティング業務からDX事業へと事業領域の拡大を図ってまいりました。今後は、更なる新領域への事業展開を図ることで取引先の満足度及びユーザーの利便性を向上させ、収益の拡大を図っていくとともに、新しい収益モデルの構築にも積極的に取り組んでまいります。

⑦生成AI普及への対応と利活用について

ここ数年の生成AIの発展には目覚ましいものがあり、当社グループの事業環境にも大きな影響があると考えております。当社グループでは、生成AIの台頭による事業環境の変化を察知し、速やかに対応していくとともに、前出の対応すべき課題に対しても生成AIを活用することで、ユーザーサービスの強化と競合優位性を築いてまいります。

(4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|-----------|---|
| マーケティング事業 | HR領域 転職分野 CAREER INDEX (転職情報サイト、スカウトサービス) Fashion HR (ファッション・アパレル業界に特化した転職サイト) ホワイトキャリア (有料職業紹介事業) アルバイト・派遣分野 Lacotto (派遣・アルバイト情報サイト) Adopt Admin (集客メディアを特定しない集客代行) |
| | 不動産領域 個人向け賃貸 DOOR賃貸 (不動産賃貸情報サイト) キャッシュバック賃貸 (不動産賃貸情報サイト) 法人向け賃貸 JUST FIT OFFICE (フレキシブルオフィス情報サイト) |
| DX事業 | Leadle (営業支援ツール) |
| | BioGraph (オンライン面接ツール) |
| | ContractS CLM (契約マネジメントシステム) |
| | Sales X (DXサービス販売促進) |

(5) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

| | | |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 東京都港区 |
|---|---|-------|

② 子会社

| | |
|----------------|----------|
| 株式会社キャリアインデックス | 東京都港区 |
| 株式会社マージナル | 広島県広島市西区 |
| ContractS株式会社 | 東京都港区 |
| 株式会社ホワイトキャリア | 東京都港区 |
| 株式会社Sales X | 東京都港区 |

(6) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------------|-------------|
| マーケティング事業 | 46 (3) 名 | 3名減 (2名増) |
| DX事業 | 53 (16) | 3名増 (4名減) |
| 全社 (共通) | 8 (2) | 2名増 (一) |
| 合 計 | 107 (21) | 2名増 (2名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員や学生アルバイトを含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 8 (2) 名 | 2名増 (一名増) | 38.6歳 | 4.1年 |

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|--------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 306百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 181 |
| 株式会社みずほ銀行 | 70 |

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 76,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,996,400株（自己株式525,959株を含む）
 (3) 株主数 4,273名
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|---|-------------|--------|
| 板倉 広高 | 11,731,200株 | 57.31% |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 920,800 | 4.50 |
| 齊藤 慶介 | 672,000 | 3.28 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 466,357 | 2.28 |
| 株式会社GranSfida | 306,300 | 1.50 |
| 外池 榮一郎 | 175,000 | 0.85 |
| 山下 博 | 174,200 | 0.85 |
| 柴崎 初男 | 150,000 | 0.73 |
| J P モルガン証券株式会社 代表取締役社長 李家 輝 | 144,838 | 0.71 |
| 宇津 茂和 | 143,900 | 0.70 |

- (注) 1. 当社は自己株式を525,959株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

会社役員 の 状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により発生した損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役渡辺洋司氏は、株式会社サイバーセキュリティクラウドの代表取締役 CTOであります。当社と当該兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役御法川薫氏は、株式会社SUMESHIの取締役、税理士法人Portのパートナー、株式会社エモーションテックの執行役員であります。当社と当該兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役大西正義氏は、株式会社レントラックスの非常勤監査役であります。当社と当該兼職先の間には、当社サービスへの集客を目的としたWebマーケティングに係る契約がございます。
- ・ 監査役中野里香氏は、東京簡易裁判所 民事調停委員、麴町創和法律事務所代表であります。当社と当該兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------|---|
| 取締役 渡辺洋司 | 当事業年度に開催された取締役会16回に出席いたしました。システム面、特にセキュリティ面に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取締役 御法川 薫 | 2025年6月27日以降に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見識に基づき、主に当社の財務及び会計について適宜発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 常勤監査役 西田雅一 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 大西正義 | 当事業年度に開催された取締役会16回、また、監査役会12回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 中野里香 | 当事業年度に開催された取締役会16回、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人FRIQ

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 32百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、当社取締役（代表取締役を含む、以下同じ）及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス教育及び啓発活動を行い、それらの遵守を徹底する体制を構築する。
- ・ 当社取締役及び従業員は、その職務の執行に当たっては、法令及び定款、コンプライアンス規程その他諸規程を整備し、これらを遵守するとともに、社会の倫理規範を遵守し、これを率先垂範して行う。
- ・ 当社においては、管理部長がコンプライアンスの推進責任者を務めるものとし、同人が当社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・ 当社取締役及び従業員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、これをコンプライアンス推進責任者に報告する。コンプライアンス推進責任者は、代表取締役社長と協議のうえ、必要と認める適切な措置を決定する。
- ・ 代表取締役社長は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役は、株主総会、取締役会の議事録と関連資料、その他取締役の職務執行に関する重要な文書を、それぞれの担当業務に従い、適切に保存・管理する。
- ・ 取締役会議長は、上記情報の保存・管理を監視・監督する責任者となる。
- ・ 管理部長は、上記責任者を補佐し、上記文書その他の情報の保存及び管理につき指導を行う。管理部内に上記情報管理の担当者を置く。
- ・ 上記文書は、文書取扱規程に基づき保管し、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 取締役会は、当社の企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスク管理体制を整備する。
- ・ リスク管理については、取締役を含む各部門の責任者により構成される「経営会議」において情報の共有化や対策検討を行い、重大な損失発生の未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき予算等を設定する。
 - ・ 取締役会は、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員の職務権限を定め、業務の執行を行わせる。
 - ・ 職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織機構の変更を行うことができる。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
事業の状況について定期的及び必要に応じて適宜報告を受け、その職務の執行状況を適切に把握する。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
子会社の財務状況、営業成績その他重要事項について月次で確認し、適切にリスク管理をする。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
規模等を考慮し、職務権限等の整備を行い、事業運営に関する重要な事項の協議又は報告を行う。
- (4)子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社のコンプライアンス規程に準じ、子会社のコンプライアンス体制の整備に努めるとともに、コンプライアンスに関する疑義が生じた場合には速やかに報告を受ける。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・ 監査役が業務を補助すべき従業員を置くことが必要と判断し、これを求めた場合、監査役付を置くことができる。当該監査役付は、当社業務を熟知し、計数的な知見を有する従業員とする。
 - ・ 監査役付は、監査役の指示に従い、その職務を行う。

- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・前号の監査役付の独立性を確保するため、当該従業員の指揮命令権は、監査役に属する。
 - ・監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は、当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- ・当社及び子会社において、業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ・業務執行を担当する取締役及び従業員は、（a）当社又は子会社の信用を大きく低下させた、又はその虞のあるもの、（b）当社又は子会社の業績に大きな悪影響を与えた、又はその虞のあるもの、（c）社内外に、環境、安全、衛生面で重大な被害を与えた、あるいはその虞のあるもの、（d）重大な法令・規則等の違反、あるいはその虞のあるもの、等につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報制度を整備するとともに、正当な内部通報をした従業員等が、当該通報を理由として不利益な取り扱いを受けないようにする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役職務を通じて生ずる費用の前払又は償還手続、その他職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役職務に必要なないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- ・業務執行を担当する取締役及び従業員は、監査役監査の実施に際して、業務の状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。
 - ・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、会計監査人、弁護士その他の専門家を活用することができる。
 - ・当社の監査役は、子会社の監査役とコミュニケーションをとり、当社及び子会社の状況を適宜把握する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の内部統制システムといたしましては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守のため、職務分掌及び内部けん制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制活動を実施しております。また、これらの内容を諸規程として定め、その徹底を図っております。更に、管理部主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めております。法令等へのコンプライアンスに関しては、同部において常時その遵守状況を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、その確保に努めております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績にあわせた利益配分を基本方針としております。この方針に基づき、当事業年度においては、1株につき5円の普通配当といたしました。

なお、当社は、会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当及び自己株式の取得等（以下、剰余金の配当等」という。）について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元及び経営環境の変化に対して機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,226 | 流動負債 | 1,099 |
| 現金及び預金 | 1,538 | 買掛金 | 224 |
| 売掛金 | 593 | 未払金 | 266 |
| その他 | 99 | 未払費用 | 44 |
| 貸倒引当金 | △4 | 契約負債 | 173 |
| 固定資産 | 2,010 | 未払法人税等 | 129 |
| 有形固定資産 | 31 | 未払消費税等 | 66 |
| 建物及び構築物(純額) | 21 | 預り金 | 23 |
| その他(純額) | 10 | 賞与引当金 | 1 |
| 無形固定資産 | 1,795 | 1年内返済予定の長期借入金 | 170 |
| ソフトウェア | 78 | その他 | 0 |
| のれん | 291 | 固定負債 | 448 |
| 顧客関連資産 | 1,393 | 長期借入金 | 434 |
| ソフトウェア仮勘定 | 31 | 繰延税金負債 | 14 |
| 投資その他の資産 | 183 | 負債合計 | 1,547 |
| 投資有価証券 | 2 | (純資産の部) | |
| 敷金 | 87 | 株主資本 | 2,689 |
| 会員権 | 23 | 資本金 | 395 |
| 繰延税金資産 | 66 | 資本剰余金 | 317 |
| その他 | 4 | 利益剰余金 | 2,187 |
| 資産合計 | 4,237 | 自己株式 | △211 |
| | | 純資産合計 | 2,689 |
| | | 負債純資産合計 | 4,237 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------|
| 売上高 | 5,114 |
| 売上原価 | 1,789 |
| 売上総利益 | 3,325 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,599 |
| 営業利益 | 726 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1 |
| 受取配当金 | 0 |
| 助成金収入 | 0 |
| キャッシュバック収入 | 2 |
| 受取賠償金 | 2 |
| 受取還付金 | 1 |
| 雑収入 | 1 |
| 合計 | 9 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 5 |
| 為替差損 | 1 |
| 損害賠償金 | 3 |
| 雑支出 | 0 |
| 合計 | 10 |
| 経常利益 | 724 |
| 特別利益 | |
| 受取解決金 | 130 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 1 |
| 税金等調整前当期純利益 | 853 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 226 |
| 法人税等調整額 | △53 |
| 当期純利益 | 680 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 680 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|----------------------|------|-------|-------|------|--------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 395 | 364 | 1,649 | △211 | 2,198 | 2,198 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | △46 | | | △46 | △46 |
| 剰余金の配当 | | | △143 | | △143 | △143 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 680 | | 680 | 680 |
| 当期変動額合計 | - | △46 | 537 | - | 490 | 490 |
| 当期末残高 | 395 | 317 | 2,187 | △211 | 2,689 | 2,689 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 5社

・主要な連結子会社の名称

株式会社キャリアインデックス

株式会社マージナル

ContractS株式会社

株式会社ホワイトキャリア

株式会社Sales X

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2020年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年

建物附属設備 10年

工具、器具及び備品 4年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりま

す。

また、顧客関連資産については6～14年で償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. マーケティング事業

マーケティング事業では、主にユーザー（当社グループサービスの利用者）の情報をパートナー（顧客）各社に移送することによるマーケティング事業を営んでおり、主に転職、アルバイト・派遣、不動産のサービスを展開しております。

当社グループは、ユーザーの会員登録、求人応募、問い合わせ等の成果を獲得し、その成果に応じて顧客から報酬を得ております。当該マーケティング事業による収益は、顧客への役務提供完了時点で認識しております。

当社グループは、求人情報をサイトに掲載することにより報酬（初期手数料を含む。）を得ております。当該サイト掲載による収益は、サービス提供期間にわたり按分して認識しております。

当社グループは、人材紹介サービスとして、ユーザーが顧客に入社することにより報酬を得ております。当該有料職業紹介による収益は、顧客への役務提供完了時点で認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. DX事業

DX事業では、主に、営業支援ツール「Leadle」、オンライン面接ツール「BioGraph」、契約マネジメントシステム「ContractS CLM」を提供しております。

当社グループは、サービス利用規約に基づきサービスを提供する義務を負っており、月額利用料等を得ております。月額利用料については、サービスを提供する履行義務は時の経過に基づき充足されると考え、契約期間にわたって収益を認識しております。

当社グループは、個々の契約に基づきDXサービスの営業代行を行う義務を負っており、工数に応じた月額報酬又は従量制にて報酬を得ております。当該営業代行による収益は、工数に応じた月額報酬の場合においてはサービス提供期間にわたり按分して、工数に応じた従量制の場合においては顧客への役務提供完了時点で認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

7年～10年間で均等償却しております。

- (5) 会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(ContractS株式会社取得に関連したのれんの評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | | |
|---------------|-----|--------|
| ContractS株式会社 | のれん | 234百万円 |
|---------------|-----|--------|

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

のれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。これらは、その効果が発現する期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

② 主要な仮定

ContractS株式会社は、契約マネジメントシステム「ContractS CLM」を提供している会社であります。のれんの算定の基礎となる事業計画の主要な仮定は、将来における「ContractS CLM」利用企業数及び月額利用料であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の仮定は見積りの不確実性が高く、市場環境の変化等により実績値が当初の見積りから大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 26百万円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | |
|------------|--------|
| 当座貸越限度額の総額 | 500百万円 |
| 借入実行残高 | — |
| 差引額 | 500百万円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,996,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当金 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|--------|----------|------------|-------------|
| 2025年5月15日 取締役会 | 普通株式 | 102百万円 | 5円 | 2025年3月31日 | 2025年6月12日 |
| 2025年9月17日 取締役会 | 普通株式 | 40百万円 | 2円 | 2025年9月30日 | 2025年12月12日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2026年5月15日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 102百万円 | 5円 | 2026年3月31日 | 2026年6月11日 |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。

投資有価証券につきましては、投資先より定期的に業績や財務状況の報告を受けており、当該リスクを把握する体制をとっております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------|------------|-------|-----|
| 長期借入金 | (605) | (592) | △12 |

※1 負債に計上されているものについては、()で示しております。

※2 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

※3 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※4 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2百万円）については、上記の表に含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | (592) | — | (592) |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 131円38銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 33円26銭 |

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 売上高 |
|---------------|-------|
| マーケティング事業 | 3,917 |
| 転職 | 2,108 |
| アルバイト・派遣 | 818 |
| 不動産 | 990 |
| その他 | 0 |
| DX事業 | 1,196 |
| マージナル | 25 |
| ContractS | 522 |
| Sales X | 648 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,114 |
| その他の収益 | － |
| 外部顧客への売上高 | 5,114 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4)会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 契約負債 | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| 期首残高 | 134 |
| 期末残高 | 173 |

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する前に、主に当社グループが顧客から対価を受け取ったものであります。契約負債は、履行義務の充足に応じて、収益に振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、134百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|--------------|----------------------|--------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 273 | 流 動 負 債 | 172 |
| 現金及び預金 | 143 | 未払金 | 24 |
| 売掛金 | 30 | 未払費用 | 4 |
| 短期貸付金 | 48 | 未払法人税等 | 1 |
| 前払費用 | 8 | 預り金 | 1 |
| 未収消費税等 | 35 | 1年内返済予定の長期借入金 | 140 |
| その他 | 7 | 固 定 負 債 | 105 |
| 固 定 資 産 | 2,844 | 長期借入金 | 105 |
| 有 形 固 定 資 産 | 24 | 負 債 合 計 | 277 |
| 建物 | 16 | (純資産の部) | |
| 建物附属設備 | 4 | 株 主 資 本 | 2,840 |
| 工具、器具及び備品 | 3 | 資本金 | 395 |
| 投資その他の資産 | 2,820 | 資本剰余金 | 364 |
| 投資有価証券 | 2 | 資本準備金 | 353 |
| 関係会社株式 | 2,699 | その他資本剰余金 | 10 |
| 敷金 | 87 | 利 益 剰 余 金 | 2,291 |
| 繰延税金資産 | 8 | 利益準備金 | 8 |
| 会 員 権 | 23 | その他利益剰余金 | 2,282 |
| 資 産 合 計 | 3,117 | 繰越利益剰余金 | 2,282 |
| | | 自 己 株 式 | △211 |
| | | 純 資 産 合 計 | 2,840 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,117 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|-----|
| 営 業 収 益 | 528 |
| 売 上 総 利 益 | 528 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 202 |
| 営 業 利 益 | 326 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 0 |
| 雑 収 入 | 0 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 1 |
| 経 常 利 益 | 325 |
| 特 別 利 益 | |
| 受 取 解 決 金 | 130 |
| 特 別 損 失 | |
| そ の 他 特 別 損 失 | 14 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 441 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 52 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △0 |
| 当 期 純 利 益 | 388 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | 純資産合計 |
|-----------|------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|------|--------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 395 | 353 | 10 | 364 | 8 | 2,037 | 2,045 | △211 | 2,594 | 2,594 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △143 | △143 | | △143 | △143 |
| 当期純利益 | | | | | | 388 | 388 | | 388 | 388 |
| 株式交換による変動 | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 245 | 245 | - | 245 | 245 |
| 当期末残高 | 395 | 353 | 10 | 364 | 8 | 2,282 | 2,291 | △211 | 2,840 | 2,840 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2020年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 10年 |
| 建物附属設備 | 10年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～20年 |

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ.経営管理料

当社の収益は、子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理を行うことが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。

ロ.経営指導料

当社の収益は、子会社への経営指導料となります。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる指導を行うことが履行義務であり、業務が実施され、営業利益への貢献が認識された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。

ハ.配当収入

当社の子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。配当収入については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

(5) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ContractS株式会社の株式（関係会社株式） 446百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

関係会社株式の取得価額には超過収益力が反映されております。当事業年度において、超過収益力を反映させた実質価額と取得価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

② 主要な仮定

ContractS株式会社は、契約マネジメントシステム「ContractS CLM」を提供している会社であります。実質価額の算定の基礎となる事業計画の主要な仮定は、将来における「ContractS CLM」利用企業数及び月額利用料であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の仮定は見積りの不確実性が高く、市場環境の変化等により実績値が当初の見積りから大きく乖離し、超過収益力の毀損が認められた場合には、関係会社株式の減損が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 金銭債権 85百万円

② 金銭債務 0百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益 528百万円

② その他の営業取引高 74百万円

③ 営業取引以外の取引高 14百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

525,959株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用

8百万円

資産除去債務

1百万円

投資有価証券評価損

52百万円

関係会社株式評価損

320百万円

繰延税金資産小計

382百万円

評価性引当額

△373百万円

繰延税金資産合計

8百万円

繰延税金負債

未収還付事業税

△0百万円

繰延税金負債合計

△0百万円

繰延税金資産の純額

8百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万 円) |
|-----|--------------------|---------------------|---------------|-------------------------|---------------|-----------------------|-------------------|
| 子会社 | 株式会社キャリア インデックス | 所有 直接 100% | 役員の兼任 | 経営管理料・ 経営指導料 (注1) | 363 | 売掛金 | 25 |
| | | | | 被債務保証 (注2) | 70 | - | - |
| | 株式会社Sales X | 所有 直接 100% | 資金の貸与 | 資金の貸与 (注3) | - | 短期貸付金 | 48 |
| | | | | 利息の受取 (注3) | 0 | 前受利息 (流動負債 その他) | 0 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営管理料及び経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注2) 当社の金融機関からの借入金について、債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 138円74銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 18円99銭 |

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載しているため、記載を省略しております。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ディスラプターズ
取締役会 御中

監査法人FRIQ
東京都千代田区

| | | |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 三 村 啓 太 |
| 業 務 執 行 社 員 | | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 田 中 康 毅 |
| 業 務 執 行 社 員 | | |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディスラプターズの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディスラプターズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ディスラプターズ
取締役会 御中

監査法人FRIQ
東京都千代田区

| | | |
|------------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 三 村 啓 太 |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 田 中 康 毅 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディスラプターズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社ディスラプターズ 監査役会

常勤社外監査役 西 田 雅 一 ㊟

社 外 監 査 役 大 西 正 義 ㊟

社 外 監 査 役 中 野 里 香 ㊟

以 上